

## ◎納付書・納税通知書の送付

本年度の納付書及び納税通知書を下記の予定で皆様にお送りします。  
お手元に届きましたら、お名前、納税額等をご確認ください。

- ☆ 固定資産税・軽自動車税（種別割）は、 5月10日 前後
- ☆ 町道民税は、 6月1日 前後
- ☆ 介護保険料は、 6月10日 前後
- ☆ 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料は、 7月10日 前後

## ◎所得証明書等の交付

令和6年度（5年分）の所得証明書等は、下記の期日から交付できます。

- ☆ 町道民税が給与から天引きされている方は、 5月上旬
- ☆ その他の方は、 6月上旬

※申請にあたっては、本人確認のできるマイナンバーカード又は免許証等をお持ちください。  
※本人が窓口に来られない場合には、委任状が必要です。

## ◎家屋の届け出お忘れなく！

～ 次のようなときは、忘れずに届け出をしてください ～

- ①建物を新築・増築したとき → 評価にお伺いします。
- ②建物を取り壊したとき → 家屋滅失の届け出が必要です。
- ③建物の所有者が変わったとき → 所有者変更の届け出が必要です。  
(②と③について、登記されている方は、法務局へ届け出が必要です。)

※固定資産評価証明書等（家屋）の発行については、家屋の評価が済んでおり、固定資産税課税台帳に登録されているものが対象です。

## ◎簡単、便利な口座振替

- ※町税や使用料は、口座から自動的に納付することができます。納めに行く手間がはばけ、納め忘れの心配もありませんのでご活用ください。
- ※お申し込みは、役場町民生活課税務係または各金融機関で受け付けています。  
通帳など口座番号の分かるものと通帳使用の印鑑をご用意ください。
- ※口座の引き落とし日は → 納付の月の25日です。（12月と2月は、22日）  
引き落とし日が土・日・祝日にあたる場合は、次の平日が引き落とし日となります。
- ※口座振替の領収書は → 保険料のみ12月に送付します。  
町税は領収書の通知を廃止しますが、軽自動車の車検の際に納税証明書が必要な車輛は納税証明書を送付します。

### 【口座振替金融機関変更のお知らせ】

- ・網走信用金庫は、小清水支店のほか本店及び各支店の口座からも振替が可能となります。
- ・釧路信用組合は、清里支店の営業終了に伴い、令和6年4月以降は口座振替がご利用できなくなっています。釧路信用組合をご利用いただいていた方は、他の金融機関への変更のお手続きをお願いいたします。

## ◎オンライン決済、コンビニ納付の対象を拡大

- ※令和6年度より、すでに税で導入していますオンライン決済等を各種保険料及び使用料等にも拡大します。時間に関係なく納付できますので、金融機関等での納付が困難な方は、ぜひご利用ください。
- ※オンライン納付は、納付金額に応じて決済手数料を負担していただきます。

# 令和6年度納税ダイアリー

## ◎令和6年度の税金等の納期限

税・保険料	納期限											
	5月31日	7月1日	7月31日	9月2日	9月30日	10月31日	12月2日	12月25日	1月31日	2月28日	3月31日	
町道民税		第1期			第2期		第3期					
固定資産税	第1期				第2期		第3期					
軽自動車税	全期											
国民健康保険料			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	
後期高齢者医療保険料			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	
介護保険料		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期				

※毎月末が土・日・祝日にあたる場合は、次の平日が納期限となります。

使用料	納期限
保育所負担金	毎月25日
町営住宅使用料	毎月25日
水道使用料 下水道使用料	毎月25日

## 納期限内に納付しましょう！

納期限を過ぎてしまうと？

延滞金の加算が開始。  
(納期限内に納付した方との公平性を保つために加算されます)

督促状を送付します。  
(納期限経過後20日ごろ)

督促状送付後10日を経過しても納付が済んでいない場合、財産の差押が可能となります。

◎納税相談にお越しください。

町税等は納期限内に納付するのが原則です。納期限までに納付ができない理由がある場合は、相談を随時受け付けておりますので、各担当係までご相談ください。

## ◎相談・お問い合わせ先

☆税金・保険料	☎ 62-4479	町民生活課税務係
☆町営住宅使用料・上下水道使用料	☎ 62-4475	建設課建設係 建設課上下水道係
☆保育所負担金	☎ 62-2702	保育所業務係